

# 令和5年度人権作文コンテスト高知県大会募集要領

高知地方法務局  
高知県教育委員会  
高知県人権擁護委員連合会

## 1 趣 旨

次代を担う児童・生徒が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

## 2 主 催

高知地方法務局、高知県教育委員会、高知県人権擁護委員連合会

## 3 後 援（予定）

公益財団法人高知県人権啓発センター、高知新聞社、NHK高知放送局  
RKC高知放送、KUTVテレビ高知、KSSさんさんテレビ  
高知ファイティングドッグス、高知ユナイテッドSC  
高知県市町村教育委員会連合会、高知県小中学校PTA連合会  
高知県高等学校PTA連合会

## 4 協 賛（予定）

公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会

## 5 応募規定

### (1) 対 象

小学校（5・6年生）、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。）の児童・生徒を対象とする。

### (2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動又は地域社会との関わりの中で得た体験などを通じて、基本的人権の重要性及び必要性について考えたことなどを題材としたものとする。ただし、未発表のものに限る。

### (3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

### (4) 題名、学校名及び氏名の記載方法

題名、学校名、学年及び氏名は作品の欄外へ記載する（別添参照）。

(5) 各学校から推薦する場合の作品数

各学校において、児童・生徒から提出された応募作品の中から、第一次審査に推薦する作品を選定する場合には、下表の基準による。

各学校の総応募数	推薦作品数
1編 ～ 100編	1編以内
101編 ～ 200編	2ないし3編以内
201編以上	3ないし4編以内

(6) 各学校から推薦する場合の作品の提出方法

- ・原稿用紙のサイズはA4に統一すること（縮小等コピー可。ただし、原則原本を提出する。）
- ・原稿用紙の上に「人権作文個人応募票」（別紙様式1）を重ね、右上をホッチキス留め
- ・「人権作文学校推薦票」（別紙様式2）を添付して、中学校の部については(7)①に、小学校及び高等学校の部については(7)②に送付

※別紙様式1及び2は、以下の高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課のホームページから入手可能

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/zinnkennsakubunn.html>

(7) 締切日及び送付先

① 中学校の部

締切日 令和5年9月12日（火）必着

送付先 以下のとおり。

ア 高知市、土佐市、吾川郡いの町、仁淀川町

高岡郡の内（日高村、佐川町、越知町）の各中学校の生徒

送付先 〒780-8509

高知市栄田町二丁目2-10

高知地方法務局 人権擁護課

Tel (088) 822-3503

イ 南国市、香美市、香南市、長岡郡大豊町、本山町

土佐郡土佐町、大川村の各中学校の生徒

送付先 〒782-0033

香美市土佐山田町旭町1-4-10

高知地方法務局 香美支局

Tel (0887) 52-3049

ウ 須崎市、高岡郡の内（中土佐町、四万十町、檜原町、津野町）の各中学校の生徒

送付先 〒785-0004

須崎市青木町1-4

高知地方法務局 須崎支局

Tel (0889) 42-0374

エ 室戸市、安芸市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村

馬路村、芸西村の各中学校の生徒

送付先 〒784-0001  
安芸市矢ノ丸2-1-6  
高知地方法務局 安芸支局 Tel (0887) 35-2272

オ 四万十市、土佐清水市、宿毛市、幡多郡黒潮町、大月町、三原村の各中学校の生徒

送付先 〒787-0012  
四万十市右山五月町3-12  
高知地方法務局 四万十支局 Tel (0880) 34-1600

② 小学校及び高等学校の部

締切日 令和5年9月15日(金) 必着

送付先 〒780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課 Tel (088) 821-4932

6 審査方法

主催者及び後援団体による第一次審査及び最終審査を経て、表彰各賞を決定する。

7 審査結果の発表

審査結果は、10月下旬頃に決定し、受賞者が在籍する学校に別途連絡する。

8 表彰各賞

表 彰 各 賞		対象者	選定数
最優秀賞	高知地方法務局長賞	中学の部	各1編
	高知県教育長賞	高校の部	
	高知県人権擁護委員連合会長賞	小学の部	
優秀賞	(公財)高知県人権啓発センター理事長賞	中学の部	各1編
	高知新聞社長賞	中学の部	
	NHK高知放送局長賞	高校の部	
	RKC高知放送社長賞	中学の部	
	KUTVテレビ高知社長賞	中学の部	
	KSSさんさんテレビ社長賞	中学の部	
	高知ファイティングドッグス賞	小学の部	
高知ユナイテッドSC賞	小学の部		
入選	—	—	10編程度

※ 最優秀賞及び優秀賞の受賞者には、表彰式において表彰状及び副賞を贈呈する。

9 表彰日(予定)

令和5年12月10日(日)

10 全国中学生人権作文コンテストへの推薦

中学校の部の優秀作品（1編～2編）については、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する「全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦する。

## 11 留意事項等

### (1) 応募作品の著作権

応募作品の著作権は、主催者に帰属し、作品は返却しない。

なお、出品後であっても、他の大会等に応募したり、公表することがないように留意する。

### (2) 応募作品の公表

応募作品の一部は、主催者が作成する人権作文集として人権教育に活用するほか、市町村広報誌、ホームページ、新聞及びラジオ放送などにおいて公表する。

ただし、応募者本人及びその保護者が希望する場合は、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表としても差し支えない。

### (3) 応募作品の公表に関する保護者の承諾

各学校は、作者名、学校名、学年及び作品名の公表につき、あらかじめ保護者の承諾を得るものとする。

特に、最終審査に選定された作品については、主催者から各学校に別途連絡し、保護者から承諾が得られていることを確認する。

なお、保護者の承諾が得られない場合は、審査の対象とならない（11(2)ただし書きを除く）。

### (4) 人権作文作成上の留意事項

① 応募作品は、児童・生徒が自ら作成し、未発表のものに限る。

② 誤字や脱字、また、人権課題に関する表現では、当事者等を傷つけたり、新たな偏見差別を助長する等の不適切な表現がないよう留意する。

③ 特定の人名、地名及び国名等が記載されている場合に、公表を前提として問題がないか十分に留意する。

## 12 問い合わせ先

〒780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

Tel (088) 821-4932 fax (088) 821-4559

E-mail : [310801@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:310801@ken.pref.kochi.lg.jp)

〒780-8509

高知市栄田町二丁目2番10号

高知地方法務局人権擁護課

Tel (088) 822-3503 fax (088) 822-3349